平成２３年（フ）第１０１号
佐賀県杵島郡大町町大字大町5274番地
債務者　江村　寿彦
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第１０９号
佐賀県西松浦郡有田町白川２丁目11番８号
債務者　あやべサイクルこと　綾部　一幸
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第１２６号
佐賀県杵島郡江北町大字山口2005番地１
債務者　吉丸　芳宏
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第１２７号
佐賀県武雄市北方町大字志久4333番地３、住民票上の住所佐賀県武雄市山内町大字宮野26344番地
債務者　三星　一繪
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第２５８号
盛岡市北天昌寺町20番25号　Ｄコーポ102号
債務者　佐々木英樹
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第２５９号
盛岡市北天昌寺町20番25号　Ｄコーポ102号
債務者　佐々木美穂
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第２２号
宮城県刈田郡蔵王町遠刈田温泉字小妻坂51番地83
債務者　植田　敬子（旧姓上野）
1　決定年月日時　平成23年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第５８号
石川県小松市川辺町２番地75、従前の住所石川県加賀市松が丘３丁目７番地７
債務者　下里祐貴子（旧姓南）
1　決定年月日時　平成23年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第１６８号
福井市引目町第１号33番地
債務者　吉田　　操
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１７６号
福井県鯖江市旭町１丁目４番８号
債務者　上杉　孝之
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１８１号
福井市木田町62番地７
債務者　内藤小夜子
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１２８号
長野県飯山市大字常郷1120番地
債務者　佐野　進一
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１２９号
長野県飯山市大字常郷1120番地
債務者　佐野　貞子
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４４号
長野県岡谷市山下町２丁目２番４号
債務者　武居登美香
1　決定年月日時　平成23年６月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２３年（フ）第６７１号
愛知県津島市藤浪町２丁目１－２　津島団地第３号棟第104号室、住民票上の住所愛知県愛西市渕高町一ノ割28番地１　セントレー佐織806号
債務者　向井千恵子
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０２５号
愛知県津島市大字古川字上割604番地
債務者　大鹿　太嗣
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３１０号
名古屋市千種区宮の腰町２番３―305号　市営宮ノ腰荘
債務者　野崎　裕一
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４４０号
名古屋市中川区三ツ屋町１丁目11番地　ハウスＰＡＯ―11―503号
債務者　藤　　英生（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部